

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る
療養費に関する受領委任の取扱いについての大事なお知らせ

大事なお知らせですので必ずお読みください。

1 療養費の受領委任の取扱いの承諾通知を大切に保管してください。

「療養費の受領委任の取扱いの承諾について」の記載内容の確認をお願いします。
通知書に記載のある登録記号番号は、保険者へ療養費の請求をする際に必要な番号となります。

2 「受領委任の取扱規程」等について再度ご確認ください。

患者への保険施術、保険者への療養費請求及び申出事項の変更手続き等について、「受領委任の取扱規程」や通知等に一定のルールを定めております。
「受領委任の取扱規程」等を再度お読みいただき、規定されている事項を遵守していただきますようお願いいたします。
なお、「受領委任の取扱規程」等は当局ホームページに掲載しております。

3 療養費の請求手続きについて、受領委任を取り扱う保険者を必ず確認してください。

受領委任に参加する保険者については、受領委任の取扱規程に基づき、厚生労働省のホームページに掲載することとしていますので、必ず確認のうえ、保険者へ療養費の請求をお願いします。
また、受領委任の取扱いの掲示が無い保険者（受領委任に参加を希望していない保険者）については、保険者へ療養費の請求手続きの確認をお願いします。
なお、今後、厚生労働省のホームページにおいて受領委任を取り扱う保険者については更新して行く予定としておりますので必ずご確認ください。

参考 ホームページにおいて受領委任取扱施術所（施術管理者）一覧を掲示します。

受領委任を取り扱う施術所（施術管理者）については、受領委任の取扱規程に基づき、当局のホームページで掲示*を行います。DV やストーカー行為等で掲示に支障がある場合につきましては、府県事務所（大阪府については、指導監査課）へご連絡をお願いします。

※【ホームページ掲示項目】

施術所名・出張専門であるか否か・所在地（住所）・電話番号・施術種類
施術管理者名・登録記号番号・承諾年月日（はり・きゅう・あん摩別）